



発行
東京都

目次

10

規則

○東京都職員の退職管理の運営等に関する規則……………（総務局人事部人事課…）

規則

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則を公布する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第七十三号

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都職員の退職管理に関する条例（平成二十七年東京都条例第百二十七号。以下「条例」という。）における東京都職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（在職する執行機関の組織等の意思決定の権限を実質的に有しない職）

第三条 在職する執行機関の組織等の意思決定の権限を実質的に有しない職と認められるものは、職員（警視庁の職員及び東京消防庁の職員（消防総監を除く。）を除く。以下同じ。）のうち次に掲げるものが就いている職とする。

一 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「職員給与条例」という。）第五条第一項第一号に規定する行政職給料表（別表第一）の適用を受ける職員であつて、同号イに規定する行政職給料表（一）（以下単に「行政職給料表（一）」という。）の職務の級が三級以下のもの又は同号ロに規定する行政職給料表（二）の職務の級にあるもの

二 職員給与条例第五条第一項第五号に規定する医療職給料表（別表第五）の適用を受ける職員であつて、同号イに規定する医療職給料表（一）の職務の級が一級のもの、同号ロに規定する医療職給料表（二）の職務の級が三級以下のもの又は同号ハに規定する医療職給料表（三）の職務の級が三級以下のもの

三 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）第七条第一項第一号に規定する教育職給料表（別表第一）の適用を受ける職員のうち職務の級が四級以下のもの

四 学校職員給与条例第七条第一項第三号に規定する事務職員給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が三級以下のもの

五 学校職員給与条例第七条第一項第四号に規定する技術職員給料表の適用を受ける職員であつて、同号イに規定する技術職員給料表（一）の職務の級が三級以下のもの、同号ロに規定する技術職員給料表（二）の職務の級が一級のもの、同号ハに規定する技術職員給料表（三）の職務の級が三級以下のもの又は同号ニに規定する技術職員給料表（四）の職務の級が三級以下のもの

六 東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号。以下「公営企業職員給与条例」という。）第十九条の規定により管理者が定める給料表の適用を受ける職員であつて、第一号又は第二号に規定する職務の級に相当する職務の級にあるもの

2 離職時に在職していた執行機関の組織等の意思決定の権限を実質的に有しない職と認められるものは、前項各号に掲げる職員が就いていた職とする。

（利害関係企業等への求職活動の承認の手続）

第四条 職員は、利害関係企業等への求職活動の承認を得ようとするときは、別記第一号様式による求職活動承認申請書を任命権者に提出するものとする。

2 任命権者は、前項の規定による申請が、条例第三条第一項に規定する利害関係企業等に対する求職活動に該当するかどうかを審査し、該当しない場合は、速やかに利害関係企業等への求職活動の承認を決定し、その結果を当該職員に通知するものとする。

3 任命権者は、第一項の規定による申請が利害関係企業等に対する求職活動に該当するおそれがあると認めるときは、条例第十条第三項の規定により、当該利害関係企業等への求職活動の承認について委員会に諮問するものとする。

4 任命権者は、前項の規定による諮問に対する答申を踏まえ、利害関係企業等への求職活動の承認又はその不承認を決定したときは、その結果を当該職員に通知するものとする。

(人材情報の登録)

第五条 任命権者は、退職後に再就職する意向がある職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十九条の規定による懲戒免職の処分を受けた者、実質的に行政上の権限を行使しない又は行使しなかつた職員として人事委員会規則に定めるもの及び第七条に規定する職員を除く。）の人材情報を人材バンクに登録するものとする。

2 任命権者は、人材バンクに登録された職員又は職員であつた者（以下「登録者」という。）から条例第七条に規定する届出を受けたときは、当該登録者の人材情報を抹消するものとする。

3 任命権者は、登録者が次条第一項に規定する求人情報に関する不適切な取扱いを行う等人材情報の登録を継続することが適当でないとき、又は登録者から再就職の意向を取り下げの旨の届出があつたときは、当該登録者の人材情報を人材バンクから抹消するものとする。

(人材情報の提供手続)

第六条 任命権者は、職員を採用する意向のある営利企業等（以下「求人企業等」という。）から求人届があつたときは、別記第二号様式による求人申込書兼誓約書の提出を受け、人材バンクに当該求人情報を登録するものとする。

2 任命権者は、求人情報の要件に合致する登録者に対して、当該求人に応募する意向があるかを確認し、その結果、当該求人に応募する意向がある登録者の人材情報を条

例第六条第二項の規定により当該求人企業等に提供しようとする場合は、条例第十条第三項の規定により、あらかじめ委員会に諮問するものとする。

3 任命権者は、前項の規定による諮問に対する答申を踏まえ、人材情報の提供を承認することと決定したときは、同項の登録者の人材情報を同項の求人企業等に提供するものとする。

4 任命権者は、第一項の求人情報の要件に合致する登録者が存在しない場合又は第二項の規定による意向の確認の結果、登録者から当該求人に応募する意向がない旨の回答があつた場合は、当該求人に係る求人企業等に対し、人材情報の提供を行わない旨を速やかに通知するものとする。

5 任命権者は、第二項の規定による諮問の結果、委員会から人材情報の提供が不適当であるとの答申があつた場合であつて、当該答申を踏まえ、承認しないことと決定したときは、同項の規定による登録者及び当該求人に係る求人企業等に対し、人材情報の提供を行わない旨を速やかに通知するものとする。

6 任命権者は、前各項の規定により再就職した者が、法第六十条第四号から第七号まで又は法第六十四条に規定する罰則の適用を受けたときは、当該罰則の適用を受けた時から一年以内については、当該求人企業等からの別の求人情報がある場合はこれを抹消し、当該求人企業等から新たに第一項の求人申込書兼誓約書が提出された場合はこれを登録しないものとする。

7 任命権者は、第四条の規定により再就職した者が、法第六十条第四号から第七号まで又は法第六十四条に規定する罰則の適用を受けたときは、当該罰則の適用を受けた時から一年以内については、当該営利企業等からの求人情報がある場合はこれを抹消し、当該営利企業等から新たに第一項の求人申込書兼誓約書が提出された場合はこれを登録しないこととする。

(公務の公正性の確保に支障が生じない者)

第七条 任命権者への届出がなされないことにより公務の公正性の確保に支障が生じない者と任命権者が認めるものは、行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうち職務の級が三級以下のもの及び第三条第一項第二号から第六号までに掲げる職員のうち、当該職員が離職する予定の日において勤続期間（職員として採用された日から離職した日

までの期間（退職手当通算予定職員として退職手当通算法人の地位に就いていた期間及び退職派遣者として特定法人（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項に規定する特定法人をいう。）の地位に就いていた期間を含む。）をいう。以下同じ。）が二十年未満のもの又は離職した日において勤続期間が二十年未満のもの（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第二条の規定により退職した者及び職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十一年東京都規則第百十六号）第五条第一項に規定する者を除く。）とする。

（退職管理委員会の運営等）

第八条 委員会は、知事が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、条例第十条第三項各号に掲げる事項を審議するに際し、やむを得ない事情により委員会を招集するいとまがないと認めるときは、委員会を臨時に代理し、その議事を決することができる。

5 委員長は、前項の規定により委員会を臨時に代理したときは、その旨及び代理した事項を次の委員会において報告しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第八条の規定は、公布の日から施行する。

別記
第1号様式（第4条関係）

求職活動承認申請書

年 月 日

（生年権者） 殿

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則第4条第1号の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 申請者

職員番号	職	氏名	退職年月日（退職予定年月日）
			年 月 日
	生年月日（年度末年齢）	日（歳）	年 月 日
	所属局部課 （職名）		
	職務内容		

2 承認を希望する企業、団体等の情報及び求人内容

(1) 企業等、団体等の情報

応募のきっかけ ※いかなる媒体を 入ることを	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 新聞、雑誌等の刊行物 <input type="checkbox"/> ホームページ等
企業、団体等の名称	<input type="checkbox"/> その他（ ）
代表者	役職名 氏名
所在地	氏名
事業内容	

(2) 求人内容

役職名等	
職務内容	
必要な資格等	
雇用予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日 <small>（休職が明瞭でない場合は、始期のみ）</small>
勤務形態 ※いかなる媒体を 入れることを	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤（週 時間 又は 時間 / 日）
勤務時間	平日： 午前 時 分 ～ 午後 時 分 土曜日： 午前 時 分 ～ 午後 時 分 その他： 午前 時 分 ～ 午後 時 分 休日
年収（税込）	千円
備考 ※その間必要事項が あれば記入すること。	

第2号様式 (第6条関係)

求人申込書兼誓約書

1 求人企業、団体等について

企業、団体等の名称	_____		提出年月日	____年	____月	____日
代表者	役職名	氏名				
所在地	(郵便番号)					
事業内容						従業員数
役員・従業員数	役員数					従業員数

2 求人内容について

役職名等	募集人数	人
職務内容		
求める知識、経験等	※退職時の役職 <input type="checkbox"/> 部長級 <input type="checkbox"/> 部長級 <input type="checkbox"/> 特に希望無し (いずれかに☑を入れてください。)	
必要な資格等		
雇用予定期間	____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日 (始期以降でない場合は、始期のみ)	
勤務場所	(郵便番号) _____)	
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 (週 _____ 時間/日)	又は _____ (内容) _____)
勤務時間	平日: _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分	午後 _____ 時 _____ 分
給与等	月 賃 _____ 円	年 収 _____ 円
給与等	月 賃 _____ 円	年 収 _____ 円
社会保険	(健康保険、厚生年金、雇用保険等の有無)	
備考	※1年間の通じた給与の概算を記入してください。 ※その他の重要事項があれば記入してください。	

3 連絡先等

役職名	担当者氏名
電話番号/FAX	E-mail

【採用に当たつての誓約について】

※ 東京都では、退職者の再就職に当たり、採用していただく企業・団体等に対して、次に掲げる事項について同意をお願いしています。人材情報の提供は、同意をいただいた企業・団体等に対して行います。

① 再就職した者の氏名、退職時の職名、退職日並びに再就職先の名称、役職名及び就任日が東京都ホームページ等において公表されること。
 ② 企業・団体等として、再就職した者を地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2に規定する再就職者にによる依頼等の期間に違反する行為に従事させないこと。

以上を遵守することを誓約の上、本申込書を提出します。

記入日 _____ 年 ____月 ____日

人事部門責任者役職名 _____ 氏

氏名 _____

(日本工業規格A列4番)

発行所 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

